

## 行政減量・効率化有識者会議（第30回）議事概要

### 1．日時

平成19年7月12日（木）14：00～16：00

### 2．場所

総理官邸4階大会議室

### 3．出席者

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、樫谷隆夫の各委員

〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代の各専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、  
青木一郎行政改革推進本部事務局次長 ほか

### 4．主な議題

独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論

### 5．議事の経過

開会

独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論

- ・ 独法見直しの進め方としては、事務事業の必要性や財務状況の精査等を通じた機能論、制度論を着実に進め、最終的に組織論としての統廃合の姿を描くことが信頼性と実効性ある進め方となる。この場合、事務事業等機能、制度の見直しに関する座標軸を明確にし、判断の説明責任を果たすことが前提である。
- ・ 国民の視点には、受益者としての国民と負担者としての国民という二つの立場があるが、いずれに重点を置くかで評価が変わる。財政状況が厳しい中で、負担者としての国民という視点を重視すべきと考えるが、いずれにしても適切な評価を行うには、独法で実施されているサービスが、どのくらいの国民負担を必要とするのかを明らかにする仕組みが必要である。
- ・ 独法の見直しにおいても、800兆円の国の借金をどうするのかというのが、第一にあるのではないかと。毎年3兆円もの金が国から独法に流れて

おり、この中の1兆円でも減らさないといけないというスタンスが必要である。

- ・ 事務・事業の検討に当たっては、本当に公的セクターで実施することが必要であるか、あるとしても担い手として独立行政法人が実施する必要があるのかといった2段階の議論が必要である。
- ・ 公共事業など従来は困難と整理されている事業分野でも、民間で対応できる部分があるのではないか。
- ・ 主務省庁の枠を超えた横断的な見直しを進めるための組織が必要ではないか。
- ・ 随意契約は、国民の目から見て不透明であり、今回の見直しで一番見直しが必要な分野である。
- ・ 随意契約を実施している背景として、その法人にしか発注できない環境が作られているのではないか。単価を下げる観点からも、独立行政法人自らが競争関係の環境をつくるようにしなければならない。ノウハウを持った人材の提供を入札とあわせて実施する支援策などが考えられないか。また、入札の条件が高すぎる場合、一般競争入札になっても実質的に随意契約と変わらないことになるので、入札の条件についても注意が必要である。
- ・ 財務会計情報を業務運営の効率化などに活用するためには、事業進行状況を的確に把握する会計管理を適切に行うことが必要である。
- ・ 何十年も前に企画立案された事業については、事業を実施する際に客観的かつ根本的な見直しを行う仕組みが必要である。
- ・ 公共事業執行型の検討には、諸外国との比較が有効である。
- ・ 助成業務は、考え方を整理して透明化すれば、民間でもできる。助成事業は民間には馴染まないと考えることが、そもそも間違い。
- ・ 独法の資産・債務の処分に関する基本的な考え方を関連会議から示して頂きたい。
- ・ 事業用資産でも必ずしも保有している必要はない。
- ・ 研究資金の確保などで国に依存せず、独立行政法人自らが寄附金や共同研究といった外から資金を集める努力を行うことが大切である。
- ・ 研究成果について、大学と比較を行うなどの充実を図ることが必要である。
- ・ 独占的な事業を行う独立行政法人を民営化すると、事業を実施する法人が民営化された1社しかないといった独占状態となる上、国のチェックが後退する問題がある。このような法人を民営化する場合は、事前に競争的な環境を作ることが必要である。

閉会

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai30/siryou.html>